

超越論的論理学としてのヘーゲル「論理学」

——特に「主観的論理学」とカント「超越論的論理学」との対照——

人文学部 松本正男

一、拙論の主旨

ヘーゲルの体系期「論理学」は、そもそも何であるのか。この総括的解釈の問題には、いくつかの接近路が可能であろう。拙論の眼目は、カントの超越論的論理学との関連という観点から、この「論理学」を、特に「主観的論理学」に重点を置いて、再考することにある。ヘーゲル「論理学」には、外的な立場から有効に読み替えようという試みが為されることがあるが、その意義はどうであれ、私見によれば、「論理学」は、先ずそれ以前に、まだそれをそれとして適正に理解することが要求されている解釈段階にある。そのためには、それを哲学史的連関の内に、特にひとまずドイツ観念論内部に適切に位置づける必要があり、そしてそのためには、前記の観点からの検討が、決して十分ではないが、しかし不可欠な要件であると思われる。ただし拙論は、単に文献的照合によって、とりわけヘー

ゲルのカント批評の枠内で、両者の連関を確認しようとするものではない。私見によれば、事柄自身における両者の連関は、主にヘーゲルの側からの部分的に不適切な、或いは少なくとも偏向的な批判と、関心範囲の制限によって、必ずしも十分に明らかになっていない。このことは、カント解釈者のカント解釈によりも（彼らはヘーゲルの批判を殆ど意に介していない）、むしろ跳ね返って、ヘーゲル解釈者のヘーゲル解釈に、看過できない支障をもたらしているように思える。拙論は、こうした事情を踏まえて、カント「超越論的論理学」とヘーゲル「論理学」のあいだの思想内実の継承史の研究に、一灯を投じようと試みる。こうした主題研究は、単にカント、ヘーゲルの哲学史的解釈にだけなく、超越論的論理学の可能性に関する体系的探究に大きく資するであろう。しかし本格的な遂行のためには、言うまでもなく、一論文をはるかに超える規

模の労力を必要とする。拙論は、むしろ就緒のための一灯として、ひたすら確かな研究プログラムの設定を目指すものである。

2. カントにおいて。利用可能な形式論理学的技法と根源的論理的機能

カテゴリーの「形而上学的演繹」⁽¹⁾において、カントは、判断において「諸表象」に統一を与える論理的機能「以下①」⁽²⁾と、直観における多様の総合に統一を与えるカテゴリー的機能「以下②」⁽³⁾とが、同一の悟性の同一の機能であるとする断言とともに、判断表からカテゴリー表を導出する。しかし「この判断分類は、いくつかの、しかし非本質的な部分において、論理学の通常の技法「以下④」から逸脱するように見える。」(B88=A71) 実際、この判断表が(そもそもこの種の四綱三目の体系化という基本理念から始めて)少なからぬ点において、当時の形式論理学のテキスト群④における判断論から逸脱していることは、既に指摘されている。⁽³⁾ カントはもちろん、④の妥当性に疑いも抱かず、それを彼の超越論哲学のひとつの要をなすカテゴリー表の導出に流用する楽道家ではない。では、判断分類のこの変形は、何故あえて企図されたのか。

変形の意図は、⁽⁴⁾判断分類の特徴的変形のひとつである「無限判断」に関して、明瞭に述べられている。即ち、この判断形式は「一般論理学」においては肯定判断から別立てされず、それはまた「一般論理学」の範囲内では正当なのだが、「超越論的論理学」においては区別されねばならない。何故なら、「超越論的論理学は、判断を……この種の論理的肯定の価値と内容、及びこの肯定が認識の総体に関してどのような利得を産み出すかという点において、考察する」(B97=A72)からである。他の『純粹理性批判』「以下KvV」に特異な分類項に関しても同趣旨の説明が見られ、変形が「超越論的論理学」の観点からの要求によって施されたことは、テキストに明らかである。従って、「形而上学的演繹」がかなり露骨な循環を犯しているという指摘、即ち、予めカテゴリーの演繹を見越して整備された判断表から、予定通りにカテゴリー表を導出している、という繰り返された指摘⁽⁵⁾には、否定しようもない部分がある。

3. カントにおいて。根源的論理的機能とカテゴリー的機能

しかし、判断表は、ただ悟性の論理的機能に偽装されたカテゴリー的機能の表以外の何物でもないというわけではない。カントは、たしかに手元において利用可能な形式論理学の技法④を「超越論的論理学」的観点から書き換えたが、それはあくまで、「判断」を、従ってまた「本来の意味での認識」(B103=A78)を成り立たせる、悟性に根源的な論理的機能①を、画定しようと思図したからに他ならない。書き換えは、まだかなり毀損されたかたちにおいてではあれ、既に従来の形式論理学④の中に浮かび上がっている(とカントの判断する)根源的論理機能①を、④の改変を介して、「判断表」として定着させるはずであった。そして、この①は直ちにカテゴリーの機能②と同一視できるものではない。(判断表が、立ち入って検討すれば、カテゴリー表の導出元として山ほどの難問を抱えているにせよ、この基本思想自身は、それとして別個に評価しなければならぬだろう。)

①は、分析／総合、アプリアリ／アポステリアリという判断内容の区別と関わりなく、どのような判断で

あれ、判断を判断として形づくる統一機能である。そして、認識の成立との関連はその機能性格の内に属していない。それに対して、②は「経験」(Erfahrung)成立の場面で機能している限りでの①である。つまり、感性という認識及び認識の対象一般の成立条件下で機能する限りでの①であり、この感性という枠に触発されて(B102=A77)⁽⁵⁾、当然一方で①と本質的な連関を保ちつつも、しかしひとまず①とは別様の規定をもつ。e.g.カントの考えでは、「二直線で囲まれた図形」の概念「はそれ自身において無矛盾であり、①の統一機能に依拠して、様々な論理的に真な判断の間を大手を振って闊歩することができる。しかしこの図形は「空間及び空間の限定の諸制約」との関連で不可能である。そして、この制約は経験一般の形式でもあるが故に、この概念は経験における可能的事物に関係し得ず、客観的妥当性を持ち得ない。(B288=A220/1)それに対して、カテゴリー的統一機能②に依拠して成立する判断、e.g.「物体は重さをもっている」は、「客観的」に成立している事態を語るものではない。

カントは根源的機能とその自己実現・自己確認という思考図式を基盤に据え、それに則って「統覚」の根源的機能として、②ではなく、①を考えている。自我

の機能——自我の存在性格は活動自身にあるとも考えられるので——或いは自我機能、„Ich denke“は、何より先ず①にあり、次いでそれが、いわばどういう訳か、②として経験の成立に決定的に寄与するのである。カテゴリーが全然感性の制約に適合せず、およそどんな経験も成立しないという懐疑論の可能性は、この思考図式ぬきに考えられない。(カントはこの可能性を、それを否定することによって論証を裏面から補完するためにしばしば引き合いに出す。)この点は、カテゴリーの形而上学的演繹だけでなく、意図的にそれと類比的に遂行される、いわば「理念」の形而上学的演繹とも言える箇所を見ても、明らかである。対象認識の統制に関わるべき三つの「無制約者」は、定言的・仮言的・選言的推論の論理形式から導出される。^⑥

後述するヘーゲル論理学との連関を明らかにするために、B版における「超越論的演繹」に注目したい。経験の成立に際して何処で①と②が参与するかの位置関係が、そこで正確に示されているからである。

ここでは、カテゴリーの客観的妥当性の証明が、§20と§25にその都度の結論を記す二つの段階を経て遂行されている。即ち、§25は、直観の含む統一性とカテゴリーの関係を論点として、直観が統一を含む限

りでカテゴリーの下に立つことの証明を試み、§28は、§20で証明された言説の適用範囲を論点として、空間・時間が現象の不可避の制約であることの指摘を介して、悟性の統一機能に適合しない直観の可能性を排除すること、つまりカテゴリーが全ての経験的認識の可能性の制約であることの証明を試みる。^⑦ それぞれの§の論述は、二つの三段論法から成る複合三段論法の形式をとっているが、§28が特に我々の論題との関連が大きいので、論述の筋道を省略せずに提示しておくたい。

第1三段論法

大前提：表象の多様を統覚の統一の下へもたらす悟性の行為は、判断の論理的機能である。

(第2命題)

小前提：直観における多様の統一は統覚の根源的総合的統一によってのみ可能である。

(第1命題)

結論：従って、直観における多様の統一は、統覚の論理的判断機能によって限定されている。

(第3命題)

第2三段論法

大前提：判断の諸機能は、所与の直観の多様がそれらによって限定されている限りで、それぞれのカテゴリーである。（第4命題）

小前提：直観における多様の統一は、統覚の論理的判断機能によって限定されている。

（第3命題）

結論：従って、所与の直観における多様は「その

統一において」カテゴリーの下に立つ。

（第5命題）^⑧

付言をしておけば、第2三段論法において、その小前提には、第1三段論法の結論が組み入れられており、そして大前提をなす第4命題には、「形而上学的演繹」の結果が導入されている。^⑨

従って、B版「演繹」の二段階の論証を通して言えば、「超越論的演繹」が「形而上学的演繹」の成果を吸収しつつ、次の事情を論証しようと試みていることは明らかであろう。即ち、「統覚」の論理的機能^⑩が、先ず、経験の基礎単位を構成すべき「一つの「統一的」直観」が成立する場面において、「所与の直観の多様

がそれら「判断する機能^⑩」に関して限定されている限りで」（B143）^⑩として働いていること（§20）、次いで、直観の形式である空間・時間が現象自身の不可欠の形式である以上、^⑪が作用領域の制限なしに「経験の可能性の制約」として働いていること（§28）、この事情である。

4. カント「超越論的論理学」とヘーゲル「論理学」の邂逅

「統覚」の論理的機能^⑩が認識の成立に関してカテゴリー的機能^⑫を果たしているというこの事情を踏まえて、始めて、「再生産の想像力の諸法則に従った関連（これは主観的妥当性しかもたない）」との区別において、「判断における『である』(ist) という繫辞」が、「与えられた諸表象の根源的統覚への関係、及び諸表象の必然的統一」を表示するという権能を持つことができ。観念連合の法則に従った主観的表象^⑬。「もし私が物体を持ったならば、私は重さの圧迫を感じるだろう」の範域を超えて、「物体は重さを持つている。」(„Der Körper ist schwer.“)の繫辞 „ist“ は、そこで始めて、物体が重さを持っている。ないないという客観的真偽が確定され得る「経験」という場所、主

観的体験を超える露呈された實在の所在地を開き示している。(B112) カテゴリーの機能⑧は、「対象」との関係を唯一可能とするこの場所を確保するものである。この思惟機能の成就を、カントは「超越論的真理」という意味深い語法で特徴づけている。「すべての可能的経験の全体のうち到我々の全ての認識が横たわる。そしてその可能的経験への普遍的関係において、超越論的真理が成り立つ。それはすべての経験的真理に先行し、それらを可能とするものである。」(A146=B185)「超越論的真理」を逸することによって、我々は、「経験的」真偽を語り得る場所を、あらかじめ失うのである。⁽⁸⁾

ヘーゲルの言う強い意味での「思惟」(Denken)が生息するのは、まさにこの場所に他ならない。いわゆる実体Ⅱ主体理論を想起してみよう。実体が主体であるという主張の内には、一つの論点として、それを過程として見る次のような考えが含まれている。即ち、過程は、過程に依存しない根源的な基体の差異化ではあり得ない。もしそうなら、過程ではなく、この根源者が絶対者の第一義の規定であることになり、そのとき絶対者は主体ではない。実体が主体であるためには、基体はむしろ過程の契機、或いは所産でなければなら

ず、過程は前提されたものからでなく、それ自身から理解されるのでなければならぬ。自己認識は同時に自己実現でなければならぬ。⁽⁹⁾——「存在」(Sein)と「思惟」の区別を固定化する「悟性」的理解の許容範囲を大きく外れるこの根源的事態は、論理的機能①がカテゴリーの機能⑧として自己実現する地平としての「である」^{ist}、という、「コペルニクスの転回」の思想を彼方に見通す基本思想との親縁性を看過して、どうして理解可能となり得るだろうか。⁽¹⁰⁾

ヘーゲルの「客観的論理学」は「従来の形而上学」批判の意味を持ち、その「存在論」に取って代わって、「存在」(Sein)と「本質」(Wesen)を含む「存在者」(Bns)一般の本性を叙述する。「従来の形而上学」は絶対者に述語を付すという仕方では絶対者を認識できると考えたが、そこで絶対者として主語に置かれたのは、単なる主観的表象でしかなく、「従来の形而上学」はそれを尺度として思惟限定の選択を行っていた。しかし「客観的」論理学はそれらの形式をそうした基体から解き放って、それらの本性と価値をそれ自身において考察する。(GW11:32)ヘーゲルの考えでは、カントも「思惟の形式自身が認識の対象とされねばならないという正当な考え」に立つ。しかし彼は

その認識の方向を誤ち、思惟形式を主観性と客観性、アポストリオリとアプリオリに振り分ける作業に終始したに過ぎない。(SK8.113, auch GW1.32) しかしこのカント批判は、カント認識論の心理主義的側面を不当に拡大解釈することに基づいている。前記の客観的論理学の課題を提示する箇所、ヘーゲルは次のようにカントの「超越論的論理学」に言及している。

「客観的論理学は、内容の点で部分的に、カントにおいて超越論的論理学をなすものに対応するであろう。」ただし「カントの主な狙いは、カテゴリーを主観的自我としての自己意識のために奪回することにあった。だから彼はなお、感覚的なもの (das Empirische) 、『つまり』感情と直観の側面の他に、対象、或いは自己意識によって定立され限定されていない何か (Etwas) について語るのである。かりにカテゴリーが絶対的思惟の形式であるとしたら、物自体、即ち思惟にとって疎遠で外的なものに残存し得ないであろうが。」(GW 1.31) —— しかしカントを心理主義的に解釈する情

性に少し禁欲的になるならば、次のことが、それほど困難なく認められるのではないだろうか。即ち、⁹⁹「物体は重さを持っている」という判断において、我々は、主観的感覚の如何に直接関わりなく、物体は重さ

を持っているという、我々の意識的生の内実を形成する客観的事態連関の一端に関わり合っているものであり、我々は、そこで「思惟にとって疎遠で外的なもの」を語ることに、およそどんな意味も与えることができない。そしてカテゴリーがこの事態の成立を制約する以上、その非「主観的」性格において、それらは既に「絶対的思惟の形式」でしかあり得ないこと、これである。ヘーゲルの仕事と対照すれば、カントにおける思惟限定の「本性と価値のそれ自身における考察」の不十分さは明らかであるとしても、それはこの論点に影響を与えない。

5. ヘーゲルの「主観的論理学」

ヘーゲル論理学は「超越論的演繹」で示された①から⑧への論証方向のちょうど逆(⑧↓①)を辿っている。即ち、彼の「客観的論理学」はカントのカテゴリー論のやり直しであるが、実体論に終結する(「本質論」を含めた)存在論は、「主観的論理学」において、⑧として経験成立場面においてみずから貫徹している①の自己考察へと移行する。¹⁰⁰そこで、ヘーゲルは、カントと同じように、④の検討を通して①のかたちを刻み出そうとする。「主観的論理学」の冒頭部分は、

以下の箇所の課題を次のように紹介している。即ち、この部分は「主観的論理学の体系」の表題をもち、ここで「通常のいわゆる論理学の範囲内で扱われる素材」が扱われる。「概念の論理学」のためには、既に「完全に仕上がり済みの、固定された・・・形骸化した素材」が手元にあるので、むしろ「課題は、そうした素材を流動化させ、そのような死んだ材料のうちに生きた概念を再び燃え上がらせることにある。」(II211)これは、思惟の形式的諸機能を示す論理的諸機能が、「それぞれ取り上げて見れば (für sich) どこまで真理と一致するか、という探求」(II234)である。ヘーゲルの考えによれば、論理的諸形式①(㊸でなく)は「通常考えられているよりもずっと豊かな限定と内容を自分の内に持ち、具体的なものに対して無限に大きな作用性 (Wirksamkeit) を持っている。」(II231)それらが、具体的判断の単に形式的な止じや (Richtigkeit) に留まらず、内容の真理性 (Wahrheit) を可能なものとしている超越論的結構を、ヘーゲルは㊸の検討を通して析出すると予告しているのである。¹⁴⁾

6. ヘーゲルの「主観的論理学」の特異性。—— カント「超越論的論理学」とヘーゲル「論理学」の乖離

「主観的論理学」における①の析出作業は、一見して、作業対象となる論理形式の広範性、作業姿勢の首尾一貫性、方法的意識の透徹性において、カントの判断表をはるかに凌駕しているが、それらの点にはさらに見かけ以上のものがある。そうならざるを得ない理由を、我々は KtV の最重要問題「アプリアリな総合判断はどのようにして可能か？」に関するヘーゲルの理解、及び解答から看取することができる。この必然性の確認は、ヘーゲルの「主観的論理学」の特異性、或いは少なくともひとつの基本性格を明らかにするに資するであろう。(この問題への着眼が単なる便宜によるものでないことを縷言する必要があるまい。そうした判断こそが「である」*ist* の成立の可能性の制約をなすものである、ということに、カントの解答の要点があるのであり、従って、ヘーゲルにおいてカントの「形而上学的演繹」「超越論的演繹」に対応する部分がどのようなかたちで述べられることになるかは、この点に関するヘーゲルの論述から看取できるわ

けである。)

『大論理学』には次のような論述がある。即ち、概念に関する「表面的表象」においては、概念は「ただ抽象的な普遍性、或いは空虚な反省同一性 (Reflexionsidentität) の形式でしかなく」、「一切の多様を概念の外に」持っている。しかし「区別すること (Unterscheiden) が概念の「普遍性と」同様に本質的な契機と観られる」べきである。「カントはこの考察を『アプリオリな総合判断が存在する』という最高度に重要な思想によって導入した。統覚のこの根源的な総合は、思弁的展開にとってもっとも深い原理のひとつである。それは概念の本性の真の把握のための出発点を含み、前記の空虚な同一性、或いは抽象的な普遍性・・・・に完全に反立するものである。」(II 227) —— 他の関連する箇所を利用しつつ、この論述を膨らませて再構成しよう。ヘーゲルの理解によれば、カントの「アプリオリな総合判断」という思想の内には、次の最重要度の洞察が含まれている。即ち、概念は、同一性としてそれ自身を差異化すること、或いは普遍性としてそれ自身を区別化、限定化することによって、「一切の多様」に到達する。経験に先立つ非抽象的な —— 逆にむしろ抽象概念の形成条件を整える —— 概念(普遍

的概念) は、それ自身を特殊化し、かつこの特殊化された諸形態(特殊的概念)の内のみずから貫徹すること(個別的概念)を通じて、経験の成立を可能とする。カントの表現に戻るなら、普遍的概念に対して特殊的概念は、この展開位相の相違の点で普遍的概念の「他者」であるので、この展開が「判断」の形態において指摘されるとき、この「判断」は「総合判断」であり、そしてこれが「統覚の根源的综合」である以上、「アプリオリな総合判断」以外のものではない。しかしさらに正確に言えば、この「判断」は「総合的」であると同時に「分析的」でもある。つまり、普遍者が、その単純態・直接態自身の内から限定態を展開するとき、限定態は単純態に対しては非単純態、即ち「他者」であるので、この点で「判断」はたしかに「総合的」であるが、しかしそもそも限定態はまったくこの普遍者自身の内にあるものではないので、その点で「判断」は「分析的」でもある。そしてむしろ「判断のこの総合的でも分析的でもある契機・・・・は弁証法的 (dialektisch) と呼ぶべきである。」(II 491)

この論点は既に『信と知』で提起されており、またその関連箇所は我々の考察に大きく寄与する叙述を含むので、少し長いが引用しておく。「どのようにして

アプリアリな総合判断は可能か？この問いは、まさしく次の理念を表現する。即ち、総合判断において、主語と述語は特殊者と普遍者であり、存在の形式と思维的形式の内にあるが、これら不等なもの(ungleichartig)が同時にそこでアプリアリに、即ち絶対的に同一であるということ、これである。このように定立することが可能なものは、唯一、理性でしかなく、理性はそうした不等なものこの同一性以外の何物でもないのである。」(GW4.327)「実はカントは彼の「上の」問い、どのようにして・・・可能か？を解いてしまっている。即ち不等なもの根源的・絶対的同一性によって可能なのである。この同一性を無制約者として、それに基づいて始めて総合判断は、判断形式の内に分かたれて現象する主語・述語、特殊者・普遍者として自分を分割するのである。しかし、この判断における理性的な部分、或いはカントの表現ではアプリアリな部分、つまり絶対的同一性は、判断においてでなく、媒概念として推論において叙述される。判断の内には繫辞(Copula)しかない。・・・判断自身はただ差異の優越的現象でしかない。」(GW4.328)

「アプリアリな総合判断はどのようにして可能か？」という設問の仕方、及び「経験の可能性の制約をなす

ことよって」という解答の方向、この双方に関して、或る意味でヘーゲルはカントに賛成する。つまり、何といてもカテゴリーを媒介した「統覚の根源的総合」の内から始めて、「物体は重さを持っている」という事態は成立するのである。しかし他方、ヘーゲルにとって、この問題設定が既にカントの「超越論的論理学」の限界点を明示している。即ち、そもそも判断は、それを支える「絶対的同一性」を表現しないという点で、真理を述べる形式ではない。「である」"ist" はその内実を推論形式において——ヘーゲル「論理学」によれば、そしてさらに推論の円環的連鎖によって——展開しなければならぬ。

この判断論或いは推論論(悟性論或いは理性論)における乖離は、「主観的論理学」の形態に、殆どカントとの連関を見失わせるほどの大きな変容をもたらす。しかし実はこの連関は全面的なものであり、「客観的論理学」だけでなく、ヘーゲル「論理学」の全体が、そのひとつの基本性格として、カント「超越論的論理学」の、従ってさらにまた純粹理性批判という作業全体のやり直しという側面を持つ。この見解の立証には、相応の紙幅を必要とするが、ここではこの見解に説得力を与えるべく、「主観的論理学」の性格、結構の主

要点を列挙するに留めなければならない。

◇「一般論理学」的技法④から論理的機能⑤を析出する作業は、「理念」論の一端として為される。

ヘーゲルの「弁証法的」論理観の故に、カントにおいて特に判断に集中する④から⑤を析出する作業は、ヘーゲルにおいて「判断」論を前後に超えて、「概念」論から「推論」論の全体において為されざるを得ない。「主観的論理学」は、その冒頭、即ち「主観性」の章の「概念としての概念」の論述部分から「理念」論でしかあり得ない。「論理的理念の様々な段階は、絶対者の一連の定義と観ることができ。」従って「主観性」冒頭箇所では、「絶対者の定義は、絶対者は概念である、である。」(SK8:308)

この点は「客観性」の章の基本的理解にも関わる。「主観性」から「客観性」への移行が「通常、形而上学において・・・神の現存在についてのいわゆる存在論的証明として現れていたものと同じもの」(H353)であるという一見胡散臭い叙述は、あくまで、ヘーゲルが「理念」を「統制的」なものでなく、むしろ経験にとつて決定的に「構成的」なものとして考えていたことを念頭に読まなければならない。「機械制」「化学

制」「目的制」は、それぞれ「理念」である。⑥「主観性」の章で①として検討されたそれぞれの「理念」は、「客観性」の章において、個々の認識の universe of discourse を決定する現実的世界のそれぞれの基本的存在様式として、その内的連関とともに、提示されるのである。ヘーゲルが概念から実在への推論を許容したのは、ポケットの中に在る／無い百ターラーではなく、それを失うことよつてポケットの内の百ターラーの「在る／無い」の確認すら、あらかじめ不可能になるような「理念」なのである。

◇「論理学」全体が「真理の論理学」である。

カントにとつて、認識に奇与する悟性機能と理性機能の評価の違い、つまりは感性への直接的／間接的関係という認識論的位置づけの相違から、対象構成的な悟性使用が「真理の論理学」の対象となるのに対し、対象構成的な理性使用は「仮象の論理学」の対象ではない。「真理の論理学」は「悟性」(「判断力」を含めて)を取り扱う「超越論的分析論」の範囲に留まり、「理性」論は、主に理性的仮象を批判する誤謬論、「超越論的弁証論」ではない。(B85/6=A61: B87/8=A62/3) それに対して、ヘーゲル「論理学」の全体が「理念」を取り扱うものでしかないことを想起すれば、

そこで、カントの「理性」論が「真理の論理学」の中に、必要な変容を蒙りつつ、むしろその中核をなすものとして位置づけ直されているという仕組みが明らかであろう。逆に言えばもちろん、カントの「真理の論理学」が「悟性」論に留まる限り、ヘーゲルにとってそれは非真理の論理学でしかない。

「超越論的真理」は、単に「悟性」論においてでなく、むしろ「理性」論において、従って「論理学」全体において、始めて語られ得るのである。

◇「原理論」と「方法論」の大枠は取り払われ、位相の一定の差異を保ちながら、しかし統一に取り扱われる。

これらの事情によって、「原理論」(Elementarlehre)と「方法論」(Methodenlehre)とどう KrV. の(また伝統的な「一般論理学」の)分類の大枠は、ヘーゲル「論理学」の中でそのまま存続することができなくなる。KrV. において、「超越論的方法論」は、一つの(統一的な)学問 (Wissenschaft) を構築するとう、「超越論的論理学」自身にとっては偶然的な目的⁽⁶⁾に奉じるものであり、従って「超越論的論理学」の外に、二次的な部分をなすもの(形而上学の構築を次の日程とする KrV. にとっては本質的的目的の一部をなすとし

ても)として配置される。しかしヘーゲル「論理学」は「方法論」を或る仕方では「原理論」と統合する。即ち、統覚の論理的機能の再検討(拙論5)が、単に概念・判断・推論機能の検討であるに留まらず、それらの機能を貫く「弁証法的方法」自身の自己確認にまで進むという仕方である。「理念」の章に記述される「理念」の自己省察の運動の中で、「方法論」は、煎じ詰めれば「弁証法的方法」こそが唯一、一つの学問の構築を可能とするものだ、という確認として、位置づけられるのである。通常の形式論理学においては「方法論」の中で取り扱われる(そして KrV. でも然り)諸要件、⁶⁾「分析」「総合」「定義」「分類」「定理」等は、この自己確認の脈絡の中で取り扱われる。以上の点は、「主観性」の章と「理念」の章の「認識」「絶対的理念」の繋がりに選択的に注目するとき、より明らかになるだろう。(Vgl. Enzy. 8192.Zus.)

◇を纏めて言えば、ヘーゲルにおいて「である」"ist" は、判断における個々の客観的認識においてではなく、相互に媒介し合う推論の連鎖から成る有機的全体の内から始めて成立するものであり、そして、それを対象とする統一的な、そして統一化の方法自身の反省的意識を伴った学問を待って、始めて十全にその客

観性を確認しうるものとなるのである。

7. 解釈上、残る問題

以上のようなヘーゲル「論理学」解釈は、特に以下の諸点に関して、今後、一定の見解を用意する必要があるであろう。しかしこれらの点の検討は、この解釈を危うくするどころか、むしろこの解釈に沿った「論理学」の読解を、実り豊かなものとして保証することになるように思える。

◇「客観性」の章の位置づけ

『大論理学』において「客観性」の章の位置づけに関しては、大まかに次のような説明を付することができるだろう。即ち、概念は自分自身を「実在化する」(realisieren)運動である。この実在化の過程は、「生」(Leben)として捉えることができる。つまり概念の実在化における自己保存のこの運動は、「内的合目的性」という目的論的な脈絡の下で理解され得る。そしてこの「内的合目的性」に至る前段階、即ち概念のそれぞれの契機がまだその内的連関を露呈せず、独自に存立する様相を呈する段階として、「機械制」「化学制」「外的合目的性」を位置づけることができる。

「客観性」の論述対象は、「主観性」から移行したものととして「概念の実在化と客観化」であるが、しかしその実在性・客観性は、「生」を目指す(ヘーゲル流に言えば)「抽象的な」前段階でしかない。

さて、この「客観性」の章の成立を帰着点として、一八〇八年からのニュルンベルクの諸「論理学」においてこの章に相当する部分の記述を辿るなら、ほぼ次のように纏められる。

1. 「上級用哲学的エンチクロペディー」(Philosophische Enzyklopädie für die Oberklasse) (1808ff.)

この論理学は「存在論的論理学」「主観的論理学」「理念論」の三章から成り、それぞれ『大論理学』の「客観的論理学」の章、「主観的論理学」の章の「主観性」、同章の「理念」に対応する。ここでは、「主観性」における「推論」の全体が、主観の対象に対する外的な合目的的活動として捉え直され、この脈絡の中で概念の実在化が語られる。次いで、それとの対比において「内的合目的性」或いは「自己目的」が語られる。従って、ここには『大論理学』の「客観性」に対応する部分(機械制、化学制、有機体の自己保存)は存在しない。(SK4.28-9, 878-83)

2. 「上級用概念論」(Begrifflehre für die Oberklas-

se) (1809/10)

明確に、主観的・外的な合目的行為との対立において、「客観的行為」、即ち「推論の諸契機の、それら契機自身の本性に従った関係である過程」(SK4, 156, 862)のそれぞれの在り方として、始めて「機械制」「化学制」

「自『保存』」(Selbsterhaltung) が提示される。前二者は「自『保存』」に帰着する一連の論述の内にあり、そして「自『保存』」は「活動が所産の内『自』を保持」し、「所産自身が生産的であること」であるので、既に「内的合目的性」(この語はここで使われていない)の内容を備え、—— 連絡が必ずしも完全に明確なわけではないが—— 「理念」の「生」における内的合目的性の論述へとほぼ直接的に繋げられている。(SK4, 154-7, 856-65)

3. 「中級用論理学」(Logik für die Mittelklasse) (1810/11)

ここに「機械制」「化学制」「自『保存』」は登場しない。(2)

4. 『大論理学』(1812/16)

ペグラーの解釈によれば、ここで「機械制」「化学制」は、 \diamond のように「内的合目的性」の下に置かれるのではなく、直接的に「概念の実在化」、即ち概念を客

観性へ導き入れる (Überführung) それぞれの仕方として登場する。「客観性」においては、「機械制」「化学制」に「目的制」が続くが、これはただの外的合目的性として展開されるに過ぎず、内的合目的性としての「生」は、「理念」の段階において始めて登場する。(3)

このように、「客観性」の章は、『大論理学』の基本的形態の成立時 (1808ff.) にはそもそも出現せず、論理体系の内に導入されて (1809/10) からも、その位置づけが後まで保持されることはなく、一時期の沈黙 (1810/11) の後、『大論理学』(1812/6) において、新たな着想とともに、前後の章と比べて辛うじて何とか体裁を保てるだけの分量をもって論述されるに至った。この経緯を見ると、この章に関しては、考察の深化・拡大というよりも、慌ただしい試行といった感じを抱かざるを得ない。

\diamond 「善の理念」に関して

「真の理念」に次いで論じられる「善の理念」においては、理論理性に対する実践理性が扱われている。それら二者と「絶対的理念」は、『イェナ体系II』の「主観性の形而上学」の「理論的自我」「実践的自我」「絶対精神」に対応するものである。(4) 言うまでもなく、KvVにおいてカントの「超越論的統覚」は、適

当な解釈を外挿しなければ、直ちに実践的自我ではなく、彼の「超越論的論理学」とヘーゲル「論理学」の対照は、ここで困難に遭遇するように見える。しかし、事柄自体の問題として、「超越論的論理学」が「実践理性」に対応する部分を含むことを不可能にする理由が、何か存在するようには思えない。むしろ逆にこの論理学は、「実践理性」への配慮によって、単に「自然」に関する理論的経験だけでなく、人倫・道徳に関する実践的経験に関しても、その成立の可能性の制約を開示する包括性を得ることができるはずである。実際、我々は、既にカント精神の後継者を自負するフィヒテにおいて、その試みの有力な実例を見いだすことができる。周知のように、彼の主張によれば、経験的な対象は、絶対的自我の絶対的活動を基盤として、この活動に「抗い対して、屹立するもの」(Wider oder Gegenstand)でしかなく、もっぱら、この「阻害」(Hemmung)の克服を指して「実働する」(wirken)実践的自我との相即においてのみ、対象を「認識する」(erkennen)理論理性は可能である。経験的世界は、その生成の始めから、道徳的実践の場ではあり得ない。ヘーゲル「論理学」自身も、既に「客観的論理学」のそれぞれの思惟限定においてこの包括性を示してい

る。(Vgl. e.g. Solien³⁾)ともあれ、実践理性の問題は、両「論理学」の対照の有効性のみならず、超越論的論理学の可能性そのものに関して、間違いなく、根本的な究明課題を提供している。

◇「生の理念」の位置づけ

「生の理念」が、単なる「注解」(Anmerkung)ではなく、「客観性」の章に後続して、「理念」の章冒頭で、「認識」に先行する一つの節を占めることの必然性は、概念の実在化の過程がそれだけとて見れば「生」として捉えることができるという事情だけで、説明しきれないのではなからうか。即自・対自・即かつ対自という常套形式の完成のために、無自覚的単純態が必要であったのなら、「生」の論述内容は、続く「認識」「絶対的理念」の節と兼ね合いで、むしろ「精神」の初期形態とも言えるフランクフルト期の「生」概念を彷彿とさせるものであってもよかつたろう。そうした目で見れば、実際の「生」の論述内容は、明らかに生物学的な偏りが強すぎる。逆に「客観性」の章、終結部の「内的合目的性」との関連で、有機体における客観的な目的論的構造の叙述が要求されていたのであるのなら、むしろそれは「客観性」の章の最後に置かれてもよかつたのではなからうか。「主観性」の章の

「終結部をなす「選言的推論」が、既に「存在論的証明」を許容するほどに「實在化」された「概念」であったのに対応して、「客観性」の章の終結部は、残る最終的反省の一段階を経て絶対的自覚に到達しうるほどに、弁証法的構造を既にそれ自身の存在としている「客観」の叙述となるわけである。ともあれ、「生の理念」の論述内容と体系内位置の調和・不調和の問題は、◇との関連を含めて、再検討されて然るべきであろう。

最後に一般的な付言をしたい。カント「超越論的論理学」からヘーゲル「論理学」への思想的継承関係の確認のためには、一方で早急な「超越論的論理学」的読み込みを警戒しなければならないのは当然として、諸事情を鑑みれば、むしろ注意すべきは、ヘーゲル「論理学」の作品としての完成度に過度の信頼を寄せることであるように思える。彼の「論理学」は、あくまでそれ以前のさまざま論理学構想、實在哲学的考察等の成果でしかなく、過不足無くテキストを読み解いていくためには、このいわば縦横の問題連関への配慮が欠かせないだろう。『大論理学』にせよ『小論理学』にせよ、あくまで一つの纏まりをもった一つの作品であるというだけでなく、既にニュールンベルク初

期からその基本形態が出来上がっていたことを考えれば、KvVの場合のような「じぎはぎ説」(patchwork theory)がそのまま妥当するとは思えない。しかしそれでも、成立の経緯から、e.g.「論理学」の枠内では不可欠とは言えない部分が残されたり、不徹底な簡略化の故に不必要なほど多大の紙幅が費やされたり等々の、作品の均整を損なうような諸事情が存在するという可能性は、頭から拒絶され得るものではないだろう。この点への配慮は、カント「超越論的論理学」とヘーゲル「論理学」の対照を、少なからず容易かつ生産的なものとするように思える。

引用凡例

- B96=A71: Kant, Kritik der reinen Vernunft.
 GW.11.32: Hegel, Gesamelte Werke (Meiner)
 Bd.11.S.32.
 SK8.113: Hegel, Werke. (Suhrkamp) Bd.8.S.113.
 II 211: Hegel, Wissenschaft der Logik. Hg. von G. Lasson. (PhB) 2.Teil.S.211.

注

(1) 今後、カント由来の重要な術語として本論、及び関連する論文に出現する「形而上学的演繹」に関して、松本の解釈、用語法を明確にしておく必要があると思われる。

周知のように、カント自身の申告によれば、彼は『純粹理性批判』第一版のいくつかの重要な箇所における叙述の不明瞭さを第二版で改善したが、その意図の下に、「形而上学的」(metaphysisch)と「超越論的」(transzendentia)の対比も第二版で初めて導入される。この区別は、「超越論的感性論」、及び「超越論的論理学」の第二版改変部分において、それぞれ、「形而上学的」／「超越論的解明 (Erörterung)」、及び「形而上学的」／「超越論的演繹 (Deduktion)」として言及されている。しかし「形而上学的演繹」の意味・目的は、他の諸術語に比べて、必ずしも明瞭ではなく、それが実際テキストの何処で為されているのかに關しても、まったく自明というわけでもない。「形而上学的演繹」という術語に付屬するこの不明確な要素が、この注を必要とする理由である。

「形而上学的演繹」の意味・目的を明らかにするために、「解明」と「演繹」、「形而上学的解明」／「超越論的解明」、「形而上学的演繹」／「超越論的演繹」のテキスト上の定

義を提示する。「解明」と「演繹」は異なった作業内容を持つが、それぞれの作業内における「形而上学的」／「超越論的」の対比は、作業内容の差異を超えて相互に類比的な關係を持つと考えるのが自然なので、こうした確認が「形而上学的演繹」の解釈に役立つと思われるからである。

「解明」とは「当該概念に屬するものについての判明な (deutlich) 表象」を意味する。そして「形而上学的解明」とは、「当該概念をアプリアリに与えられたものとして叙述する部分を含む」解明であり(B38)、「超越論的解明」とは、「或る概念が、そこから他のアプリアリな総合的諸認識の可能性が洞見され得るような原理として説明される」解明である。(B40)つまり、概念の「形而上学的解明」とは、当該概念のアプリアリ性を証明するものであり、「超越論的解明」とは、「形而上学的解明」を前提して、そこで明示された当該概念のアプリアリ性が、他のアプリアリな総合的認識を、その種の認識として可能としていることの証明である。

「演繹」とは、概念の「使用の権限 (Betugnis)」、「使用の合法性 (Rechtmäßigkeit)」の証明である。後に言及するように、いわゆる演繹論B版の終結的部分で「形而上学的演繹」と「超越論的演繹」の課題が対比的に叙述されるが、しかし「超越論的演繹」は、既にA版に出現し、

ここでは「経験的演繹」との対比（この対比はB版に引き継がれる）において次のように論及されている。「経験的演繹」は「演繹」としての実質を、経験的概念の場合には殆ど、アプリアリな概念の場合にはまったく、欠いている。つまり、経験的概念の場合は、「演繹」を待つまでもなく、その「意味と意義」は経験によって保証されているので、「経験的演繹」の重点は、「演繹」の本来の主題をなす概念の「合法性」、即ち *quid iuris* の問題ではなく、むしろ、経験的概念の所有に至る「仕方 (*die Art, wie...*)」という「事実」、即ち *quid facti* の問題の解明に置かれる。(B117 = A85) 一方、アプリアリな概念の場合は、「経験的演繹」は初めから徒勞を約束された仕事であり、それらについての演繹はいつも「超越論的」でなければならぬ。(B118 = A85/6) 「超越論的演繹」は、ここでは、恐らく「経験的演繹」の説明との対照に引きずられて、「アプリアリな概念が対象に関係することができる仕方の説明」(B117 = A85)と述べられている。

我々はこの「演繹」の区別を、B版で初めて導入される「形而上学的」／「超越論的」のそれと並ぶ、別角度の区別として解釈すべきではない。この区別は、「演繹」の実質を殆ど持たない一方の「演繹」（「経験的演繹」）と、「演繹」の実質を殆ど専有する他方の「演繹」（「超越論的演繹」）

の区別であり、従って、少し粗雑に言えば、「演繹」であるものとそうでないものとの区別である。こうした事情は、カントにおいて「演繹論」と言えば、直ちに「超越論的演繹論」を意味するという習慣にも大いに関係するのであろう。先取りして言えば、端的に概念の「演繹」と言えるようなこの広義の「超越論的演繹」との関係においては、「形而上学的演繹」はその一部をなすものである。

「形而上学的演繹」と「超越論的演繹」の対比は、KIVにおいて唯一、B版§26冒頭にのみ出現する。「形而上学的演繹」では、カテゴリー一般のアプリアリな起源が、思惟の普遍的論理的機能との完全な合致を通じて明示され、だが、超越論的演繹においては、カテゴリーが直観一般の対象についてのアプリアリな認識として可能であることが叙述された。(§20, §21) (B159)

我々は、「説明」と「演繹」の差異を顧慮に入れつつ、それぞれにおける「形而上学的」／「超越論的」作業の類比関係を踏まえて、この文章を次のように読解することができると思う。「超越論的説明」が、或る概念の或る特性(e.g. 空間概念のアプリアリ性)が他の或る種の認識(e.g. 幾何学のアプリアリで総合的な命題)を可能としていることを明示するものであるように、「超越論的演繹」も、或る概念(カテゴリー)が他の或る種の認識(経験)を可能

としていることを明示することを通じて、当該概念の客観的妥当性を証明するものである。そして、「形而上学的説明」が、或る概念のアプリオリ性の証明を含むものであり、そうしたものとして「超越論的説明」の前提をなすのと同様に、「形而上学的演繹」は、当該概念のアプリオリ性が一定の仕方（即ち「思维の普遍的論理的諸機能との完全な合致」の指摘を通じて）証示されることを通じて、「超越論的演繹」において当該概念の客観的妥当性が十全に証明されるための前提をなすものである。従って、「形而上学的演繹」は、あくまで広義の「超越論的演繹」の脈絡内部に位置して、カテゴリー使用の「権能」、つまりは客観的妥当性の証明に、狭義の「超越論的演繹」との対比において、或る仕方の寄与をなすものである。

その寄与の仕方は、次の引用の内に読み取ることができ
る。「異なつた表象に一つの判断において統一を与えるその同じ機能が、一つの直観における異なつた表象の単なる総合にも統一を与える。一般的に表現すれば、この統一が、純粹悟性概念と呼ばれるものである。だから同じ悟性が、それもまさに、それを通じて悟性が諸概念において分析的統一を媒介して判断の論理的形式を産出した同じ行為によつて、直観一般の多様の総合的統一を媒介して、その諸表象に、その故にそれらが純粹悟性概念（それらはアプリオ

りに客体に関わる）と呼ばれるところの超越論的な内容も産出するのである。」(B104f)カントによれば、同一の悟性が、異なつた位相においても、同一の機能を持つ。即ち、統一の産出である。悟性は、論理的領域において判断、即ち二表象の統一を、経験の領域において直観の多様の統一を産出する。カントは、「形而上学的演繹」において、悟性に淵源するカテゴリーの「アプリオリな起源」を同じ悟性の根源的論理的機能の内に証示することによって、経験における対象構成に関与する悟性機能の根本的な不可欠性を明らかにし、それによって「超越論的演繹」全体におけるカテゴリーの客観的妥当性の証明の一段階を形成しようとしたのである。(この点に関しては、本論の「超越論的演繹」の構造に論及する部分、及び注⑧の参照を乞う。)我々は、「カテゴリー表」の「判断表」からの導出を、

上記の意味で、広義の「超越論的演繹」の脈絡内で、狭義の「超越論的演繹」との対比において「形而上学的演繹」が為されている場所と理解する。本論文、及び関連する論文の内、この術語は、特に論理的諸機能からカテゴリー的諸機能を導出する行程を意味するが、この行程はあくまでこうした論脈の内、理解されている。

この注の作成には、特に R.P.Horstmann: Die metaphysische Deduktion in Kants „Kritik der

reinen Vernunft.", in: Problem der „Kritik der reinen Vernunft“, hrsg. von B. Tuschling, Berlin u. NY 1984, S. 15-33. が役に立った。しかし、本論の叙述 (p. 3) との関係で、次の点に異論を呈しておきたい。即ち、彼の解釈では、ア priori な概念の全てでなく、その一部のみが、それらなしでは対象の思念 (Gedanke) が可能でないことの証明によって、対象への関係の可能性を保証され、それら一部の概念とは、判断における概念結合の諸形式に符合するものたちである。この解釈は正当であるが、しかしこの制約によってふるい落とされるア priori な概念の内には、「三角形」(Vide KrV, B268) のような論理的にのみ可能な概念を数え入れる点 (Horstmann, S. 30) は、テキストに忠実である限り、賛成できない。この概念がカテゴリー機能の候補としてふるい落とされるのは、判断形式に適合しないからではなく、空間という感性形式に適合しないからである。

(2) 判断を、概念間の統一でなく、「表象」間の統一と規定することに關しては、拙論の主題にも関わりの深い重要な論点がある。

18世紀の論理学教本は、外延を持たない概念として「個別的概念」も認めてきた。(Vgl. Meier: Auszug, § 260) 従って e.g. 「ガイウスは人間である」なる個別判断も、

特称判断、全称判断とともに、概念間の関係として一律に処理できるわけである。しかしカントにとって「概念」は全て普遍的のみあり、普遍・特殊・個別の区別は、概念を普遍的に／特殊的に／個別的に使うという区別、即ち「判断」の区別でしかない。e.g. 「すべての家／いくらかの家／この家は・・・」。彼にとって「ガイウス」は「概念」ではない。従ってカントにおいて、判断における対象への関係は、次ようにして成立する。

◇ 全称判断・特称判断・単称判断 (e.g. 「この家は・・・」) の場合、概念が可能的判断の主語と述語であり、判断の内、主語概念は直観を媒介することによって対象への関係を獲得する。

◇ 個別判断 (e.g. 「ガイウスは・・・」) の場合、直観のみによって対象への関係が成立する。ここで主語として機能するのは、個別者の「表象」であり、「概念」ではない。(Vide R. Stuhlmann-Laeisz: Kants Logik, Berlin / New York 1976, 76-7.)

この事情を弁えて、始めて、次の判断論を理解することができる。「直観以外のどんな表象も直接的に対象に関わることはないのだから、概念は決して対象に直接的にはなく、対象のなんらかの他の表象に(それが直観であれ、或いはそれ自身既に概念であれ)関係づけられるのである。

判断は、だから対象の間接的認識であり、従って表象の対象である。」(B36=A68)「判断」はこうした「諸表象」の統一である。

さらにカントにおいて、「判断」は、全称・特称・単称、及び主語概念の普遍性の度合いを問わず、最終的に、すべて個別判断における対象への直接的関係を想定している。

「どんな判断においても、多くのもの〔多くの対象〕に妥当する概念〔e.g. 人間〕があり、そしてその概念はそれら多くのものの下で一つの所与の表象〔e.g. ガイウスの〕を概念把握することもするのである。そしてこの所与の表象は対象に直接的に関係づけられる。」(ibid.) 従って e.g. 「人間は可死的である」なる判断において、その主語の下では可能的にガイウスも考えられており、この判断は可能的に「ガイウスは可死的である」なる判断でもある。この未限定な可能性、いわば現金への兌換可能性が、逆に「人間は可死的である」に判断の資格を与えているのである。また「『全ての物体は可分割的である』において、可分割性の概念は様々の他の概念に係る。しかしそれらのうちでもここでは特に物体の概念に係る。しかしこの「物体の」概念は、我々に現れる或る諸現象「対象」に係る。だからそれらの対象は、可分割性の概念によって間接的に表象されるのである。」(B94=A69)「概念は、

可能的判断の述語として、未限定な対象のなんらかの表象に係る。だから物体の概念は、その概念によって認識され得る何か、e.g. 金属の概念を意味する (bedeuten)。

だから概念が概念であるのは、もっぱらその下に他の諸表象が含まれていることに拠るのであり、それらの表象を媒介して概念は諸対象に係る得るのである。」(ibid.) こうして上位概念「可分割性」は、下位概念「物体」、さらに下位の概念「金属」等を経て下降し、直観を判断の内に取り入れる最終地点を目指すのである。

この「判断」における現金兌換性の思想には、「判断」を未展開な推論として観ると言うヘーゲルに非常に近い着想が既に含まれている、とすることができよう。e.g. 「人間は可死的である」なる判断は、つねに「人間」である個体 x を想定して、「もし x が人間であるなら、(人間は可死的であるので) x は可死的である」という推論を陰伏的にその意味内表に含んでいる。(Vgl. Jäsche Logik, S.29.) そしてより高次な概念(「物体」「可分割的」等)が出現する判断は、より下位の概念の出現する判断を重ねる多重的推論を経由して、前記のような直観を含んだ最終的な判断へ行き着くのである。この点の検討は、カント「超越論的論理学」とヘーゲル「論理学」の比較研究を徹底させるために不可欠であるだけでなく、関連する我々の体系的考

察自身にも、教示するところ大となるであろう。しかしこの点の十分な論究は拙論の範囲を超える。そこで、前批判期の『三段論法の四つの格の不当な些末々』(Die falsche Spitzfindigkeit der vier syllogistischen Figuren usw.) から次の箇所を引用しておくこと、以上の指摘の当面の補強としたいと思う。そこでは、判断は対象の間接的認識である限りで既に推論であること、その意味で悟性と理性はひとつであることが、明瞭に述べられている。

「何かを徴表 (Merkmal) と同じ事物と比較するものは、判断作用 (urteilen) と呼ばれる。」(Werke, Hrsg. von E. Cassirer. Bd. 2, S. 51)

「事物の徴表の徴表は、事物の間接的な徴表と呼ばれるものである。従って『必然的』は〈神〉の直接的徴表であり、それに対し『不変的』は『必然的』なものの徴表であり、『従って』神の間接的徴表である。容易に分かるように、直接的な徴表は、事態自身と、より離れた徴表の間に、中間徴表 (nota intermedia) の位置を占める。何故なら、もっぱら直接的徴表よってのみ、より離れた徴表が事態自身と比較されるからである。」(ibid. S. 51)

「間接的徴表によるどんな判断も、理性推論 (Vernunftschluss) である。換言すれば、理性推論とは、中間徴表を媒介した、事態と徴表の比較である。」(ibid. S. 52)

「悟性と理性、即ち判明に認識する能力と、理性推論をやる能力は、何ら異なった根本能力ではない。両方とも、判断する能力としてあるのであり、ただ間接的に判断する場合、推論するわけである。」(ibid. S. 63/4)

(3) P. Hauck: Die Entstehung der Kantischen Urteilstafel. Ein Beitrag zur Geschichte der Logik. In Kantstudien, II. (1906) S. 196-208. これは、次のような記述がある。

当時、カントに利用可能な論理学教本には、主に以下の類のものがあった。

Ch. Wolff: Philosophia rationalis sive Logica. 1728.

A. G. Baumgarten: Acroasis logica. 1761.

G. Fr. Meier: Auszug aus der Vernunftlehre. 1752 und 1760.

J. H. Lambert: Novum Organon. 1764.

カントは論理学講義にマイヤーを種本としたが、マイヤーの教本は、ハウムガルテン、ヴォルフを下敷きになっている。カントは、三つ組み四つ(計12)という判断形式の整備の仕方から、判断形式の四主要契機の各々にまで、改変の跡を残している。即ち

◇判断の量に関して。単称判断を全称判断と同等化するラ

ンベルトに抗して、むしろヴォルフ流に単称判断を、特称
全称と並べて復活させた。

◇判断の質に関して。通常の論理学に抗して、無限判断を、
否定判断、肯定判断と並ぶ独立の一種類とした。

◇判断の關係に関して。「關係」という総称名を設定し、
その下に定言判断、仮言判断、選言判断を並置した。

◇判断の様相に関して。始めて「蓋然的」(problematisch)
「確然的」(apodikthisch)なる名前を導入し、また「実然
的」(assertorisch)という形容詞を造語した。(bes.S.
206)

(4) ハウクは、Steckelmacher, Die formale Logik.
Kants in ihren Beziehungen zur transzendentalen.
の批判を引き、これを正しいと認める。即ち、判断表は超
越論的前提ぬきに理解できない。カントはこの論理学を、
論理学それ自身の故にでなく、彼の超越論的哲学の故に、
彼の批判の内に持ち込んだのだ、というものである。
(Hauck, ibid.S.207) 彼によれば、カントは、この循環
の故に、カテゴリーの体系性に関して、結局なんの原理も
持ち得ず、枚挙の完全性を保証することができない。アリ
ストテレスに対する非難はカント自身に跳ね返る。

また Vgl. H.J.Paton: Kant's Metaphysics of Expe-
rience. London & New York. 1970 (First published

in 1936) I.299/300.

(5) 「触発」は、カテゴリーよりも「図式」(Schema)に
関して言われていると思うが、この区別は、当面の問題に
関して重要でない。特に、拙論において、⊗は、カテゴリー
一般(理性によって超越的对象構成のために使用される余
地を残す)でなく、あくまで経験の成立に寄与している限
りでのカテゴリーを意味するので、カントの批判理論にお
いては、結局「超越論的図式」と重なる。

(6) B377-80 = A321-3. 特に、「悟性がカテゴリーを介して
表象「提示」するだけの種類の関連に対して、それと同じ
だけの数の純粹理性概念も存在するであろう。だから、第
一に主観「主語」における定言的総合の無制約者、第二に
系列の項の仮言的総合の無制約者、第三に体系における部
分の選言的総合の無制約者が採されねばならないだろう。」
(B379 = A323)

(7) B版超越論的演繹の「証明構造」に関しては、§20-§21
(§214 §206「注解」と §26で、それぞれの結論が示さ
れていることを同意事項として、一時、D・ヘンリッヒに
惹起される議論があった。拙論本文との連関で言えば、ヘ
ンリッヒの主張の特徴は、証明の第一段階において既に議
論対象の範囲制限を読み込んで、そこで一定の制限範囲内
の直観(即ち、既に統一を含んでいる限りでの直観)に関

して論証がなされ、第二段階で、全ての直観がその範囲内に属すことの証明によって、この制限が排除されると見るところにある。拙論の解釈によれば、二つの段階の相違は、範囲制限でなく、論点或いは観点の相違に関わるものであり、この解釈は、ヘンリッヒに異論を唱えたH・ヴァーゲナーの主張と基本的に同じである。しかし両者の演繹解釈も基本的なところで重なり合う部分が多く、拙論の議論の範囲は、その重なり合う部分に十分納まるので、この辺の解釈論争には立ち入らない。D.Henrich: Die

Beweisstruktur von Kants transzendentaler Deduktion. In Kant—Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln, hrsg. von G.Prauss. Köln 1973. ; H.Wagner: Der Argumentationsgang in Kants Deduktion der Kategorien. In Kantstudien. 71(1980) S.352-366. ; Die Beweisstruktur der transzendentalen Deduktion der reinen Verstandesbegriffe — eine Diskussion mit Dieter Henrich. In Probleme der „Kritik der reinen Vernunft“. Kant Tagung Marburg 1981. Hrsg. von B.Tuschling. Berlin/New York 1984.

- (8) この定式化は、『量義治』カントの形而上学の検証』(法政大学出版 三八二—四〇五頁、特に三八九頁以下)を参

照した。拙論は、カントに関する部分においてこの著に負うところが少なくない。ここでは、820、826(第3段階)がそれぞれ複合三段論法の形式で論述されていると指摘され、そこに属する命題群が三段論法第一格第一式(Barbara)の形式に整備されている。これは、紹介の価値があるというだけでなく、拙論の論題に本質的な関連を持つので、ここで提示しておきたい。

第1段階(820)

第1三段論法

大前提：統覚一般の働きは判断の論理的機能である。◇
小前提：直観の多様は統覚の根源的統一の下にある。◇
結論：直観の多様は、統覚の論理的機能によって規定
される。◇

第2三段論法

大前提：判断の機能はカテゴリーである。修正された◇
小前提：直観の多様は判断の機能の下にある。◇
結論：直観の多様はカテゴリーの下にある。◇
◇

第2段階(826)

第1三段論法

大前提：空間と時間は覚知(Apprehension)の総合の

必然的制約である。①

小前提：多様の総合的統一は空間と時間の必然的制約である。②

結論：多様の総合的統一は覚知の総合の必然的制約である。③

第2三段論法

大前提：多様の総合的統一は覚知の総合の必然的制約である。③

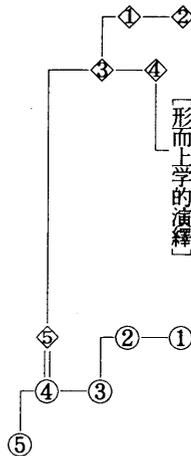
小前提：カテゴリーは多様の総合的統一の必然的制約である。④

結論：カテゴリーは経験の可能性の必然的制約である。⑤

①—④、①—⑤は、当該テキスト箇所命題に順に付番したものである。(e.g. ①は§26第3段落の第1命題) 論証構造をより明瞭にするために、次に概念図を付す。演繹の第1段階、第2段階の九つの命題が、一方で形而上学的演繹の成果を取り入れながら、第2段階の、従ってまた演繹全体の最終結論⑤に向かって進んでいること、そして各段階内部の命題の連結、両段階間の接続がどうなっているかが、看取りやすいと思う。

第1段階 (§20)

第2段階 (§26)



(9) カントはこの文章を§22へ関連づけるが、しかし内容上適切とは思われず、解釈者の間に異論がある。拙論は、フアイヒンガーの意見、§10が正しいと考える。そこは、前記のような「形而上学的演繹」の趣旨を述べている箇所である。

(10) Vgl. G.Prauss: Zum Wahrheitsproblem bei Kant. In Kantstudien. 60 (1969) S.166-82. 「カントにおける真理問題」(『理想』五六四号、一九八〇年、四—二九頁)

(11) Vgl. D.Henrich: Hegels Logik der Reflexion, Neue Fassung. Hegelstudien, Bn.18, S.206-12. 拙論『ヘーゲルの因果性論について』(哲学雑誌九七巻、七六九号、五一頁)

(12) 「流出説」や「入れ子仮説」を拒否するヘーゲルの基本

姿勢が想起されるべきである。

「すべての始め (Anfang) が絶対者から為されねばならない。それ自体において (an sich) 存在するものが概念である限りで、すべての進行はただ絶対的なものの描出 (Darstellung) でしかない」と言ふことができるだろう。しかし絶対的なものは「始めにおいては」まだ、それ自体においては「絶対的である」ということでしかなく、それ故それはまた、絶対的なものでも、定立された概念でもなく、また理念でもない。……それ自体において「これこれ」在ることは、ただ抽象的で二面的な契機でしかないことである。だから進行は一種の流出 (Überfluss) というものでもない。かりに進行が流出であるなら、始まるもの (das Anfangende) は真理において既に絶対的なものであることにならう。「しかし」進行は、むしろ、普遍的なものが自分自身を限定し、それ自身にとって (für sich) 普遍的なものであること、即ち、普遍的なものが他方ではまた個別的なものであり、主観であることにおいて成り立つ。進行の完成においてのみ、それは絶対的なものである。」

(II 489B/90)

「概念の運動は展開 (Entwicklung) である。それによつて定立されるのは、それ自体において既に現存するもののみである。自然において、概念の段階に一致するの

は有機的生であるが、例えばそのように植物はそれの胚から自分を展開する。胚は既に植物の全体を自分の内に含んでいるが、しかし観念的な (ideell) 仕方である。」植物の小さい各部分が既に「実在的に」(reell) 胚の中に現存していると考えるのはならない。こう考えるのが、いわゆる「入れ子仮説」(Einschachtelungshypothese) である。(SK8, 308/9)

(13) 本文に見るとおり、拙論にとつて「主観的論理学」と「客観的論理学」の分類は大きな意味を持つ。それに対して、この分類に関してヘーゲルは必ずしも満足していなかった、という指摘が既に為されている。(Vgl. 海老沢善一「ヘーゲル論理学の生成と発展」『理想』六四一号、一九八九年、一一九頁) 実際、『小論理学』に既にこの区分はなく、『大論理学』第二版「論理学の一般的分類」においては、これらの用語には「極端に曖昧で、それ故多義的な表現だが」(II 43) という但し書きが付されている。しかし逆に、そうした傷に妨げられず、当該箇所において「主観的論理学と客観的論理学」という分類自身はあえて残された、という点が軽視されてはならない。拙論の見解では、「主観的論理学」「客観的論理学」なる術語は、「常套的」(gewöhnlich) (ibid.) ではあるが、「曖昧」「多義的」に使われているので、ヘーゲルとしては使用を躊躇するだけ

でなく(『大論理学』)、実際に控えもしたが(『小論理学』、
「両『論理学』」において、この区分自身が放棄されることは
決してなかった。第一版対応箇所において「客観的論理学
と主観的論理学」と同格・同意義の分類「存在の論理学と
思惟の論理学」(G.W.II.36)が、第二版では「存在として
の概念の論理学」と、概念としての概念の論理学」(H43)と
書き直されているが、そこに内容的な変化はない。また
『小論理学』において、「存在論」「本質論」「概念及び理念
論」は、前記の二分法の大枠を取り払って、「即自的な概
念」「概念の対自存在と仮象」「即かつ対自的な概念」の論
述として、直ちに三分法の形式をとっている(883.SK
15)が、しかし内容的に、それらが『大論理学』と違っ
た配置関係を取っているわけではない。「概念」が「存在」
と「本質」の「真理」であり、「概念論」が、前二者にお
いて貫徹している「概念」の自己確認という役割を引き受
ける、という布置を変えることは、ヘーゲルの「論理学」
を根本的に変質させてしまう。(なお、『小論理学』「本
質論」の対象である「概念の対自存在」は、この意味での
自覚ではない。「本質論」冒頭には、「本質」に関して、
「概念はまだ対自(Fürsich)としてあるのではない」と
いう記述がある。(8112.SK31))

04) ヘーゲルは次のようにカントの「形而上学的演繹」を批

判し、そのあるべきかたちを示唆する。「カントは次のよ
うにして統一のそれらの種類」「のカテゴリー」へ到達する。
彼は通常の論理学からそれらを取り出すのである。彼に言
わせれば、一般論理学において判断の特殊な種類が詳述さ
れる。判断は関係(Beziehung)の種類として表象される。
そこで単純態、即ち思惟のさまざまな種類が明らかとなる。
即ち、普遍判断、特殊判断、個別判断。肯定判断、否定判
断、無限判断。定言判断、仮言判断、選言判断。実然判断、
蓋然判断、確然判断である。それだけの種類の判断、思惟
の機能、そして同時に関係づけの特殊な様式があるのであ
り、およそ単純な思惟は「そこで」自分の本性に即した区
別要素を持つのである。・・・これらの判断から、カント
はカテゴリーを取り出す。これらの特殊な関係づけの様式
が・・・カテゴリーなのである。カントはそれらを経験的
に(empirisch)受容し、それらの必然性を認識しない。
彼は、統一を定立し、その統一から区別要素を展開するこ
とを考えない。彼は、空間と時間の場合と同様、それらの
種類「のカテゴリー」を演繹することにまったく思い至ら
ないのである。」(SK20.345/6)

ヘーゲルにとって、このあるべき「形而上学的演繹」を
みずから遂行する場所は、他の何処よりも「主観的論理学」
「主観性」の章であるべきであろう。実際、その「判断」

の節の論述は、この引用にも紹介されているカントの判断表に従って分節化されており、ヘーゲルの理解（「経験的受容」）に反して、前記のように判断表がかなりカントに特異なものであったことをも考え合わせれば、その辺りがまさしく「形而上学的演繹」のやり直しの意味を持っていたと解釈することに、それほど無理はあるまい。しかし

実際にテキストを見ると、「概念」「判断」「推論」の移行関係、及びそれらに属する諸形式間の移行関係に関しては、繊細な注意が払われ、それらを「理念」という「統一からの区別要素の展開」として叙述する努力は明らかであるが、それらとカテゴリー、即ち「客観的論理学」に属する思惟形式との対応関係（願わくば導出関係）は、その意図が瞥見されないわけではないにせよ——「現存在の判断」「反省的判断」「必然性の判断」「概念の判断」という表題が、既に「客観的論理学」との関連を示唆するものであろうし、またときには明瞭にその関連に言及することもあるが（e.g. 概念論の「定言判断」と本質論の「実体性の関連」、「仮言判断」と「原因性の関連」の対応（II 296）——やはり全体に不明瞭と言わざるを得ない。「主観性」から「客観性」への移行を「神の現存在の存在論的証明と呼ばれていたもの」と比類する「主観的論理学」の構想に従えば、判断形式とカテゴリーの対応関係は、判断論とカテ

リー論のヘーゲルの変容を経て、ひとまず「客観性」において実在的理念の諸形式として論述されることになる（6 参照）、と言うことはできるかも知れない。しかしそれにしても、どのみち「客観的論理学」の思惟形式への対応関係が明確にされずに、「形而上学的演繹」のやり直しが完成することはあるまい。

05 「客観性」の章がカントの『判断力批判』第二部「目的論的判断力批判」の影響下にあることは、言を待たないであろう。ここでは本文の説得力のために、二点だけ指摘しておく。◇「機械制」と「目的制」は、「限定的判断力」の「客観的」「構成的」「原理」としては、機械的法則による以外の原因性を許容しない／する原理として相互に矛盾するが、「反省的判断力」の「主観的」「統制的」「原理」としては、相互に「なんら矛盾を含まない」。（Kritik der Urteilskraft § 70 usw.）◇両原理の統合は、「反省的判断力」の設定する「自然の合目的性の超越論的」「超越的」原理に従って、「機械制」を「目的制」に従属させることによつてのみ可能である。（§ 78 usw.）——「統制的理念」に関するヘーゲルの評価を考え合わせれば、「機械制」「目的制」が「客観性」の章で「構成的理念」として仕立て直されていることを看取るのに、それほど困難はあるまい。

(16) カントは「方法論」を堅固な住まいの建造計画にたとえる。「純粹で思弁的な理性の全ての認識の総体をひとつの建物に見立てるなら」「超越論的原理論」において、どんな建物の、どれほどの高さ、堅固さに見合ったものか、サツと見積もった「建築用具」がいま手元にある。そのとき次のことが見いだされた。即ち、我々の手持ちの材料は、「天まで届く塔」を建てるには足りないが、「経験の地平上で我々が仕事をするほどの広さは丁度あり、またその地平を見渡すのに高さも足りている住まい」を建てるには十分であることである。当面の課題は、我々の手持ちの「貯え」に見合った「堅固な住まいを建造する」ための「計画」をつくることである。(A707=B735)——しかし住まいに仕上げられずに、放置される建築材料もあるだろう。この比喩が既に「原理論」と「方法論」の外的な関係を示唆している。J.G.Fichte: Ueber den Begriff der Wissenschaftslehre. §1.とは「学問」として体系性は、命題が二つ以上所属するという偶然の事情に依拠した非本質的要素でしかない、という議論がある。いまの論点の理解を側面から援助すると思われる。

(17) ベゲラーの推測によれば、ヘーゲルはこの下位区分に立ち入る時間的余裕がなかったか、或いは、まだそうした下位区分をうまく処理できないでいた。(O.Poggeler

(hrsg.): Fragment aus einer Hegelschen Logik. Hegelstudien Bd.2 S.57)

(18) Poggeler, ibid. S.58.

(19) GW.7. 154-178. Vide K. Düsing: Das Problem der Subjektivität in Hegels Logik, Hegelstudien Beiheft Bd.15.S.290/1. Anm.

(20) フォーネの「対象」に関する記述は『全知識学の基礎』85 (Werke hrsg. von I.H.Fichte, Bd.1.S.256.)。彼の理論理性・実践理性相即の思想は、『新方法による知識学』以降、様々な文献において顕著であるが、特に『道徳論の体系』『緒論』(System der Sittenlehre, Einleitung. Gesamtausgabe der Bayerischen Akademie der Wissenschaft. I-5.S.21-30.)には見事な記述がある。なお、1802年の超越論的論理学講義では「阻害」云々の語の出現 (Werke hrsg. von I.H.Fichte Bd.9.S.255; S.262) はあるが、実践理性との関係は顕在的には示されていない。しかし前記の思想が暗黙の前提となつて争う余地はなご。

e.g. 高田純『承認と自由』付論「承認論と論理学」は、承認論の論理的基礎を論じ、H.Fink-Bittel, M.Teunissen, V.Hosleらの同種の試みを紹介しているが、おおよそヘーゲル「論理学」を実践哲学の脈絡下で読み解く試みの可能

性は、解釈の詳細の是非は別として、実践知と言えるものが可能である限り、ヘーゲル「論理学」の本質自身の内に属しているものでなければならぬ。

拙論はヘーゲル研究会発表会シンポジウム（1995.06.25、於國學院大学）における発表草稿に訂正・加筆を施したものである。その際、拙論の細部から、企図全体に関連するものまで、多くの貴重なご意見・ご指摘を頂いた。その方々、及び発表の機会を与えて下さった方々に深く感謝したい。